

タブレット端末を使用した「電子サイン」導入のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、当金庫ではタブレット端末を使用した渉外活動を開始し、渉外担当者がお客さまから現金や通帳・証書等をお預かりする際に発行しておりました「受取証」に加えて、「電子サイン」を導入いたしました。

今後とも、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 運用開始日

令和3年2月15日（月）

2. お客さまから現金・通帳・証書・書類等をお預かりする際の手続きについて

- ・当金庫では、職員が訪問先で、現金・通帳・証書・書類等をお預かりする場合、所定の「受取書」を発行しておりますが、このたび、タブレット端末による「電子サイン」を導入いたしました。
- ・タブレット端末による「電子サイン」では、「いつ」「どこで」「誰と」「どのような取引をしたか」を明確にするために、お取引の内容とご署名を電子的に管理いたします。
- ・なお、「電子サイン」にてお預かりさせていただいた場合は、従来の「受取証」の発行はいたしませんので、お取引の内容が間違いないかをご確認いただき、ご署名（電子サイン）をいただきますようお願い申し上げます。
- ・定期積金の現金掛込においては、証書への領収印の押印が授受となりますので、「電子サイン」等の手続きはございません。回次と掛込月をご確認ください。

3. お客さまへ現金・通帳・証書・書類等をお届けする際の手続きについて

- ・「電子サイン」を使用した取引に対するお届けの際には、授受を明確にするため、ご署名（電子サイン）をいただきます。

なお、当金庫職員がお客さまから現金・通帳・証書・書類等をお預かりする際、およびお届けする際に、所定の「電子サイン」もしくは「受取証」以外のもの（名刺やメモ等）をお渡しすることはありません。

「電子サイン」もしくは「受取証」の利用について、ご不明・ご不審な点がございましたら、下記へのご連絡をお願いいたします。

熊本第一信用金庫 事務第一部
電話番号：096-355-6949
(平日 9:00~17:00)

以上